

労働者派遣事業に関わる情報

労働者派遣法23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業に関する情報を公開いたします。

〔労働者派遣事業報告対象期間:2024年10月1日～2025年9月30日〕

派遣労働者の数	35 人
派遣先数	22 社
1日8時間あたりの派遣料金の平均額	19,678 円
1日8時間あたりの派遣労働者の賃金の平均額	11,479 円
マージン率	41.7 %

2025年9月30日時点

マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

いわゆる「マージン」とは、派遣料金額である派遣元事業主の収入から、派遣労働者に支払った賃金額を差し引いた額です。

この「マージン」には派遣元事業主が負担する、社会保険料や有給休暇相当分、通勤交通費、教育訓練費、求人広告費のほか、派遣事業を維持運営するための事務所費、人件費が含まれております。

教育訓練に関する事項

eラーニングによる派遣前研修	安全衛生教育、ビジネスマナー コンプライアンス等の教育 (有給、派遣労働者の費用負担なし)
eラーニングによる年次研修	入職後1年経過ごとに、基礎・キャリアアップに 資するような教育訓練の実施 (有給、派遣労働者の費用負担なし)

キャリアコンサルティング

キャリアコンサルティング相談窓口	電 話:0532-80-5666 メール:abbs_kensyuu@abbs.jp
------------------	--

待遇決定方式

労使協定の締結の有無	有
対象となる労働者の範囲	労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づき 締結されている職種に従事する派遣労働者全員
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日